



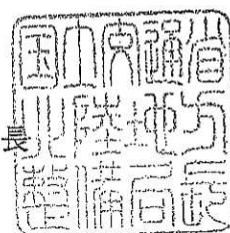
国北整水河第1019号
(阿賀野川河川事務所長経由)

阿 賀 野 市

平成23年9月29日付け阿水第492号で申請のあった阿賀野川水系阿賀野川等における水利使用(更新)に関する河川法第23条及び第24条の許可(阿賀野市水道(阿賀野地区))については、別記により許可する。

平成24年3月26日

北陸地方整備局長



(行政不服審査法第57条による教示)

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができない。)

別記

水利使用規則（平成16年10月27日付け国北整水河第69号）の一部を次のように改正する。

水利使用の名称「(阿賀野水道)」を「(阿賀野市水道(阿賀野地区))」に改める。

第6条の表中

「 河川 保全 区域 」	頭首工連絡橋	阿賀野川右岸 同市小松字上川原32番の4、33 番の1、34番の1及び35番の2	」
を 「 河川 保全 区域 」	頭首工連絡橋	阿賀野川右岸 同市小松字上川原32番の4、33 番の1、34番の1及び35番の2の 各地先	」

に改める。

第7条第1項中「平成24年3月31日」を「平成34年3月31日」に改める。

第9条中「北陸地方整備局長（以下「局長」という。）」を「北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長（以下「所長」という。）」に改める。

第12条中「又は局長」を削り、「北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長」を「所長」に改める。

第13条中「局長」を「所長」に改める。